

平成25年
2013

4 No.097

あさ



上平良川芸能祭(2月24日)

多くの区民が出演し、創作劇「屋取物語」を熱演

- 平成25年度施政方針……………P2~9
- としょかんだより／公民館だより……………P10・11
- 年金だより／平成25年度母子事業日程表……………P12・13
- まちの話題……………P14~15
- 消防本部からのお知らせ／国保からのお知らせ……………P16・17
- 高齢者福祉サービスのご案内……………P18~19
- くらしの情報……………P20~28

平成25年度

施政



うるま市長
島袋俊夫

方針

市政運営の基本姿勢

2月27日、第75回うるま市議会定例会が開かれ、島袋市長が平成25年度の市政運営の基本方針や主要事業の概要などをまとめた施政方針を発表しました。

第75回うるま市議会定例会が開催されるにあたり、私の市政運営に対する所信と主要事業の概要を申し上げます。

私は、市長に就任して以来、「うるま市はひとつ・市民協働のまちづくり」をスローガンに、地域経済の活性化と市民生活の安定を最優先に、3つの目標を掲げ市政運営に取り組んでまいりました。

まず、「うるま市はひとつ・市民協働のまちづくり」については、まちづくりの課題を市民と行政が共有し、共に取り組んでいくため、各中学校区で地域・行政懇談会を開催するとともに、本年1月には「男女共同参画宣言都市」として記念式典を執り行いました。

また、かねてから交流のあった岩手県盛岡市と友好都市提携を行い、関係団体と連携し交流事業を実施しました。

次に1つ目の目標「経済の活性化と失業率の改善」については、平成22年

国勢調査における完全失業率の結果を受け、うるま市緊急雇用対策本部を設置し、全庁体制で失業率改善対策に着手するとともに、うるま市グッドジョブ連携協議会との連携によるキャリア教育も推進しました。

また、昨年度に創設された沖縄振興特別推進交付金（以下、「一括交付金」という。）を活用し、うるま地域雇用人材育成事業や失業対策アクションプランの策定、就活サポート「であえくる」の設置運営などに取り組むほか、厚生労働省の補助を受けうるま地域雇用創造協議会を設立し、IT研修などの人材育成や就業支援に取り組みました。これらの成果として、平成24年度の新規就業者数は1,000人を上回る見込みとなっております。

2つ目の目標「教育・子育て支援の拡大」については、まず教育分野では、昨年4月に彩橋小中学校が開校しました。また、教育環境整備として、田場小学校校舎、具志川中学校体育館、伊波小学校の校舎及び体育館、伊波幼稚園舎の増改築事業、彩橋小中学校の体育館及び水泳プールの改築事業、彩橋幼稚園新築事業を実施しました。

さらには、小中学校の学力向上対策や語学教育、青少年の健全育成などの強化にも取り組みました。

子育て分野では、勝連地区の「きむたかこどもセンター」の建設に向けた実施設計等を実施するとともに、配慮を要する子の巡回指導事業や放課後児童

クラブ支援事業を実施し、子育て環境の整備ときめ細かな支援の充実に取り組みました。

さらに、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を実施し、子どもたちの健康対策と保護者の経済的負担軽減に取り組みました。

3つ目の目標「地元企業育成と誘致、そして地産地消」については、まず産業振興の重要拠点である中城湾港新港地区の整備では沖縄県と連携し、内閣府や国土交通省などの関係省庁へ強く要請を行い、その結果、航路浚渫工事の工期短縮、東西埠頭連結道路の事業化、県による定期船就航実証実験事業が開始しました。

また、企業誘致では、中城湾港新港地区の賃貸工場を中心に金型及び機械装置製造関連等の企業進出が進み、平成22年度と24年度を比較すると35企業が新規立地し、雇用者数が1,337人増加するなど、着実な成果が出ております。

さらには、同地区が各種メディアでも取り上げられるなど、有望な企業立地環境として注目を浴び、投資環境を視察する企業ツアーが続々訪れております。

地産地消では、第1次産業の活性化と6次産業の展開を図るため、農水産業振興戦略拠点施設の整備に向け事業計画書等の策定に取り組みました。

このように、私は平成21年5月にうるま市長に就任してからこれまで、市

民の皆さまとの公約の実現に取り組み、また新市建設計画に掲げられた道路や公園をはじめとする都市基盤、農水産業や企業誘致、雇用対策などの産業基盤、小中学校の校舎増改築をはじめとする教育環境基盤、待機児童対策や感染症予防対策をはじめとする健康福祉の推進に積極的に取り組み、市の基盤整備と行政サービスの充実を図ることが出来ました。

昨年度は、復帰40周年という節目であると同時に、激動の年でもありました。復帰後、国の主導で展開されてきた沖縄振興計画は、県主体の沖縄21世紀ビジョン基本計画としてスタートし、また平成33年度までの沖縄振興の指針となる改正沖縄振興特別措置法、駐留軍用地跡地利用推進特別措置法が成立し、本市は国際物流拠点産業集積地域と情報通信産業特別地区の指定を受けました。

また、一括交付金については、本市に対し20億7千万円が配分され、産業振興、雇用対策及び観光振興プロジェクトなど16プロジェクトで66事業が交付決定されました。

教育分野においては、4月に彩橋小中学校が開校いたしました。新しい学校の門出を児童生徒や学校関係者、地域の皆さまとともに祝福しました。

国内の交流推進においては、かねてから交流を進めてきた岩手県盛岡市と7月に本市出身の女優比嘉愛未さん立ち会いのもと友好都市を提携しました。

本市からは、総勢53名の訪問団で、調印式や「さんさ踊り」のパレードに参加するなど、交流を深めてまいりました。また、盛岡市からは10月に谷藤市長をはじめ80名余の皆さんが本市を訪れ、友好都市提携を記念に建立した記念碑の除幕式やうるま祭りにも参加し、「さんさ踊り」の披露や特産品の販売など市民との交流を行いました。



盛岡市で行われた友好都市提携調印式

地域活力のバロメーターである人口も合併時の11万3千人から、昨年12月には12万人と着実に増加しており、市民と共に12万人到達記念式典を開催しました。

島しょ地域においては、平安座老人福祉センター跡地の売買契約を内閣府沖縄総合事務局と締結しました。今後の島しょ地域振興に向け活用してまいります。

市民の安心・安全については、垂直離着陸機M-V22オスプレイが安全性への疑念が払拭されない中、普天間飛行場に強行配備され、また米兵による事件・事故が後を絶ちませんでした。復帰40年がたった今でも変わることがなく、そして改善されることのない基地問題。昨年12月に誕生した自民党安倍政権は、沖縄の声に真摯に耳を傾け、過重な基地負担の軽減と日米地位協定の抜本改定に早急に取り組むべきであり、県内の市町村長、議長及び県議会議員とともに東京行動で訴えてまいりました。

また、沖縄ターミナルの石油タンク事故においては、多くの市民が不安を抱きました。沖縄ターミナルには早期の事故処理と周辺住民の健康被害に誠意をもった対応を求めます。今後はこのような事故が二度とないよう、再発防止に取り組むとともに、公害防止協定の見直しについても検討していきたいと考えております。

文化・スポーツ分野においては、本市出身の2名がプロ野球ドラフト会議で指名され、また音楽界ではHYが紅白歌合戦に出場するなど、若者の活躍は市民の大きな励みとなりました。

さて、国内の情勢に目を向けますと、学校におけるいじめと自殺問題、長引く国内経済の低迷、社会保障と税の一体改革、国・地方の債務残高の問題など、社会経済のあらゆる面で先送りできない課題が山積しています。

また、国際情勢では尖閣諸島を巡る周辺国との関係悪化は産業や観光分野に大きな影響を与え、北朝鮮の長距離弾道ミサイル発射は東アジアの中心に位置する沖縄にとっては大きな脅威となりました。

そのような中、国政においては自民党安倍政権が日本経済の再生を最重要テーマに掲げ、大胆な金融緩和と大型補正予算を打ち出しており、国内経済の再生に期待が高まると同時に、財政の健全化も求められています。

平成25年度は合併から9年目を迎えるとともに、昨年度スタートした一括交付金の2年目となります。

本年度も「市民所得の向上と失業率の改善」を最重要テーマとし、一括交付金をはじめとする各種制度を活用し、積極的に取り組んでまいります。

また、国際物流拠点産業集積地域においては県事業で高度技術製造業賃貸工場が整備され、5社の入居が決定しているほか、モノづくりの基盤であるサポーターインダストリーなど新たな企業が立地する予定となっています。沖縄IT津梁パークではアジアOJTセンター、モバイル機器等検証拠点施設等が整備されるほか、兼箇段では沖縄型クラウドデータセンターが整備されるなど、新たなIT関連企業の立地が見込まれ、企業立地の促進と雇用創出が期待されています。

本市の人口は増加傾向にありますが、それを維持しつつ、これからの社会を担

主要事業の概要

第1 人と自然にやさしい基盤と環境を育てます

う若者が職を得て、安定した生活を確立し、安心して子育てできるまちづくりは、持続可能な地域振興を図るうえで非常に重要であり、まちづくりの総合力を高めていくことが一層求められます。

そこで、私は本市まちづくりを着実に発展させるため、総合計画・後期基本計画で掲げたまちづくりの重要課題である「地域の特性を生かしたまちづくり」、「安心・安全なまちづくり」、「明日を担う人づくり」、「多様な参画と協働のまちづくり」、「行政経営の構築」に向け、本年度も取り組んでまいります。

平成25年度予算規模

本年度の一般会計予算は、469億3,555万1千円となり、前年度に比べ4.4%の増となっています。

また、特別会計予算は、国民健康保険特別会計が176億9,674万8千円、後期高齢者医療特別会計が8億832万6千円、介護保険特別会計が79億1,682万8千円、公共下水道事業特別会計が26億5,124万1千円、農業集落排水事業特別会計が1,464万円、公営企業の水道事業会計予算は30億1,049万8千円となっています。

従いまして、本市の総予算規模は、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた790億3,383万2千円であり、あります。

路整備事業に着手するほか、生活道路の整備も進めます。

街路については、安慶名3区線及び4区線、兼箇段高江洲線の各道路改良事業を継続して推進します。

また、「うるま市道路整備プログラム」に基づき、幹線道路を含む都市計画道路などの整備を推進します。

地域公共交通については、コミュニティバスをはじめとする公共交通のあり方について調査・検証する「うるま市公共交通システム導入調査事業」を実施します。

また、庁舎間連絡バスについては、継続して運行します。

用途未指定地域における良好な住環境を保持・形成していくため、石川地区、具志川地区に続き、勝連地区及び与那城地区の特定用途制限地域の指定に取り組みます。

安慶名土地区画整理事業については、建物移転の進捗に併せ、上下水道や幹線街路、区画道路の工事を推進し、宅地の早期利用及び商業拠点の活性化を図るなど、市街地の再生に取り組むとともに、住居表示整備事業を実施します。

石川西及び江州の土地区画整理事業については、引き続き技術的指導等の支援を行い事業の早期完了を目指すとともに、照間地区については、土地区画整理調査事業を実施します。

市営住宅については、「うるま市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長田

団地建替事業をはじめ、赤崎団地、新開地団地及び東山団地の改修事業を行います。

また、使用料の滞納対策については「私債権管理条例」の制定に取り組み、私債権管理の適正化と徴収率の向上に努めます。

景観については、多彩で特色ある美しい景観を保全・創出するため、「うるま市景観計画」に基づき「沖繩らしい風景づくり推進事業」を実施するとともに、市民の意識啓発を図るため、うるま市景観・緑化祭事業を引き続き実施します。

環境については、「うるま市環境調和型まちづくり実行計画」、「うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進するとともに、「環境基本条例」の制定及び「うるま市環境基本計画」の策定に取り組みます。

ごみ処理対策については、ごみ減量化の推進、廃棄物の適正処理、不法投棄の防止、リサイクルの推進に努めます。

野犬・ハブ等については、環境衛生の推進と市民の安全を確保するため、関係機関と連携し迅速な対応に努めます。

墓地行政については、「墓地等の経営許可等に関する条例」に基づき墓地禁止区域を指定し、まちづくりとの調和を図りながら墓地立地の適正化に努めます。

上水道については、給配水管の更新工事を実施し、給水の安定化と有収率の向上を図り健全経営に努めます。

また、「うるま市水道施設耐震化計画」に基づき災害に強い水道施設の整備に取り組みます。

下水道については、快適な生活環境や河川等の水質保全を図るため、公共下水道整備計画に基づき整備事業を実施するとともに、接続率の向上に努めます。

また、「うるま市公共下水道長寿命化計画」に基づき、下水道施設の整備を実施します。

排水路については、与那城西原排水路の整備を引き続き実施するとともに、照間地区排水路整備事業及び石川山城地区排水路付替事業を実施します。

公園については、ヌーリ川公園及びびうまんちゅ健康文化交流広場整備事業に引き続き取り組むとともに、新たに川崎公園整備事業に着手するほか下原地区スポーツ広場の事業化に向けた調査を実施します。

また、計画的な公園整備を推進するため、「うるま市公園整備プログラム」の策定に取り組みます。

さらに既存の公園については、「うるま市公園施設長寿命化計画」に基づき都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を実施するとともに、自治会などと協働し公園里親制度による管理に取り組みます。

世界遺産勝連城跡及び周辺地域については、歴史・文化を軸とした体験・交流型の観光振興、本市特産品等の販売をおとした地域振興を図るため、勝連

城跡周辺文化観光拠点整備事業を引き続き推進します。

第2 郷土に誇りを持ち、明日のうるま市を支える人を育てます

学校教育については、学習指導要領における教育内容を踏まえ「明日を拓く夢のある人材育成」を目標に、知・徳・体の調和のとれた幼児児童生徒の育成を目指します。

また、学力向上については、各小中学校に学力向上学習支援員を配置し、児童生徒に学習の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、自ら学び、自ら考える力を高められるよう引き続き取り組みます。

彩橋小中学校については、市内全域から入学・転入学を認める「小規模特認校制度」を本市で初めて導入し、小規模で小中併設校の良さを生かした特色ある学校づくりに取り組みます。

安心で安全な学校づくりについては、幼児児童生徒が学校内外で安心して生活できるよう、スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、学校、家庭、行政、地域の連携による支援ネットワークの構築に引き続き取り組みます。

経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、必要な就学援助を行い、円滑な義務教育の推進に努めます。

学校給食については、安心・安全で栄養バランスのとれた給食を提供します。

また、旬の食材や地元食材の活用、沖繩の年中行事食を取り入れた食育の普及・啓発に努めます。

教育研究所においては、教職員の研修を充実させるとともに、悩みを抱える子どもや保護者及び教職員を支援するため、教育相談や適応指導に取り組む、小中学校における不登校問題の改善に努めます。

学校施設については、伊波小学校校舎・体育館、伊波幼稚園、彩橋幼稚園の増改築事業に引き続き取り組みます。

本年度、小中学校については、新たに高江洲小学校校舎・体育館・水泳プール、天願小学校校舎・体育館・水泳プール、与勝中学校体育館、幼稚園については、高江洲幼稚園、平敷屋幼稚園、勝連幼稚園の設計業務を実施します。

また、子どもたちが安全に学べる環境整備を図るため、耐力度調査・耐震診断が未実施である小中学校及び幼稚園については、本年度実施します。

生涯学習については、「うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画」に基づき、市民一人ひとりが生涯を通じて生きがいのある心豊かな生活が送れるよう学習の機会や情報を提供するとともに、社会教育団体等と連携し、生涯学習まちづくりを推進します。

また、生涯学習の拠点となる生涯学習センターについては、本年度に造成工事を実施します。

生涯スポーツについては、市民が日々健康な生活が送れるよう各種スポーツ

教室やスポーツ大会を開催するとともに、関係団体と連携し生涯スポーツの活性化に取り組みます。

また、石川及び具志川野球場の施設機能を強化し、スポーツコンベンションによる地域スポーツの活性化に取り組みます。



うるま市陸上競技大会

図書館については、生涯学習の情報センターとして位置付け、市民の生涯にわたる自己学習を援助し、生活課題の解決と文化の進展に寄与する図書館づくりに努めます。

青少年の健全育成については、家庭・学校・行政機関・事業所などと連携を図り、相談活動・街頭活動及び支援活動を実施します。

文化振興については、市民の文化活

動への積極的な参加を促進するため、市民総合文化祭や冲展選抜展などを開催します。

また、市民の創作活動を発表する機会の提供や全島獅子舞フェスティバルを開催するなど、文化芸術にふれあう場を提供します。

芸術・文化施設については、市民芸術劇場など各芸術文化ホールの施設・設備を機能強化するとともに、自主企画事業やふるさと芸能デーなどの地域振興事業を展開します。

文化財については、文化財総合整備調査活用事業及び蔡大鼎「伊計村遊草」等調査研究事業などを実施し、貴重な歴史遺産の宝庫である本市の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、郷土に愛着と誇りのもてる歴史教育の普及に努めます。

また、世界遺産勝連城跡については、指定地の公有化に向けた土地買上事業を推進するとともに、引き続き整備を行います。

第3 うるま市の魅力を生かした産業を育てます

農業振興については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、効率的な農業経営の指導と担い手育成に努めます。

また、認定農家に対しては農業経営改善計画の目標達成に向け、経営安定と経営改善の円滑な推進が図られるよ



全島獅子舞フェスティバル

う支援します。

農業振興地域整備計画の見直しについては、本年度策定に向けて取り組みます。

農業用廃プラスチックの処分については、適正処理の推進と農家の負担軽減を図るため、引き続き助成を実施します。

農業農村整備については、生産基盤の整備と生産性の向上を図るため、県営農地保全整備事業（上原2期地区）、県営かんがい排水事業（うるま地区）、市営事業として、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業（うるま第3地区）、団体営ため池等整備事業（山城地区）、農業体質強化基盤整備事業（うるま地区）の事業を引き続き推進するとともに、新たに県営かんがい排水事業（津堅地区）を推進します。

また、農業用水供給地域を拡大し与勝地下ダム等の利用を促進するとともに、農産物の生産拡大と農業経営の安定化を推進します。

畜産振興については、畜産共進会の開催や優良牛生産補助事業及び優良種豚貸付事業を実施し、生産農家や関係団体の育成及び経営安定を図ります。

水産業の振興については、漁業経営の安定化と効率化を図るため、県営事業として水産流通基盤整備事業（平敷屋地区）、市営事業として水産生産基盤整備事業（津堅地区）を推進するとともに、漁村再生交付金事業として新たに浜及び比嘉地区の漁港整備に取り組みます。

農水産物の生産振興及び販路拡大を図るため、農水産物直売所等複合施設の整備を推進します。

商工業については、うるま市商工会と連携し、小規模企業に対する融資制度や各種相談、地域活性化事業を行うとともに、経営セミナーの開催やセーフティーネット保証、中小企業融資保証料補助による中小企業者の支援に努めます。

また、市内の消費拡大による商業サービス業等の活性化を図るため、本年度も引き続き「うるま商品券発行事業」を実施するとともに、市内業者を活用しリフォーム工事を行った場合に、商品券を支給する「住宅リフォーム奨励事業」を新たに実施します。

さらに、商工業の振興を図るため、「うるま市中小企業振興基本条例」の制定

に取り組みます。

企業立地については、「うるま市・金武町企業立地促進基本計画」に基づき、企業立地推進コーディネーターと連携した積極的な企業誘致活動を展開し、製造関連産業、情報通信産業及び観光・リゾート産業の立地集積を図るとともに、コンカレントエンジニア人材養成事業、中城湾港新港地区物流促進支援事業などに取り組みます。

また、昨年度実施した産業集積戦略構築調査事業の結果を踏まえ、沖縄科学技術大学院大学に近い地理的優位性を生かし、新たな産業集積基本計画を策定します。

観光振興については、うるまブランドの「闘牛、エイサー、勝連城跡、海中道路」を中心に、本市ならではの観光基盤の構築に取り組みます。

観光地の整備としては、アクセスの利便性を高めるため、主要幹線道路における誘導サインの設置や観光ルートの構築に取り組みるとともに、効果的な観光誘客を図るため、飛行機の機内誌など各種メディアを活用した観光情報をも積極的に発信します。

また、風光明媚な自然環境と伝統芸能・文化を生かした「あやはし海中ロードレース大会」や「うるま市エイサーまつり」を開催するとともに、現代版組踊「肝高の阿麻和利」などを基盤とした交流体験事業やリゾートウエディングなどを推進し、うるま市ならではの観光商品開発に取り組みます。

さらには、観光拠点である勝連城跡、あやはし館、石川ドーム等の機能強化に取り組み、特にあやはし館については指定管理者制度を導入し施設運営の強化に努めます。

物産振興については、市産品の販路拡大を図るため、商工会や観光物産協会と連携し、県内外における物産展等を開催するとともに、農商工連携による特産品開発やご当地グルメとして期待される「うるままもずくチャンプルー丼」のPRや「オクラ麺」などの販路拡大に取り組みます。

世界遺産勝連城跡の周辺においては、市産品の物産販売等による地域経済の活性化を図るとともに、施設機能や観光客の受入体制の強化に取り組みます。うるま市ならではの観光を構築するため、その要であるうるま市観光物産協会の運営を支援するとともに連携を図り、観光施策を積極的に展開します。

労働行政については、主に情報通信関連産業や観光、製造関連産業などを重点分野とした実践型地域雇用創造事業に取り組みとともに、県の「みんながグッジョブ運動」と連携した人材育成及び雇用機会の創出を図り、失業率の改善に努めます。

本年度は、「うるま市失業対策アクションプラン」に基づき、うるま市地域雇用人材育成事業や就活サポート「であえくる」などを実施し、若年者の雇用及び就業機会の創出に取り組みます。また、将来の本市の担い手となる児童生

徒の勤労観・職業観の醸成を図るため、うるま市グッジョブ連携協議会と連携し、ジョブシャドウイング事業をはじめとするキャリア教育の充実に努めます。さらに本庁内の「ふるさとハローワーク」と連携し、市民の求職活動を支援します。

高齢者の雇用については、うるま市シルバー人材センターと連携し、会員の就業機会の拡充に努めます。

中小企業の就業環境づくりについては、沖縄中部勤労者福祉サービスセンター「ゆいワーク」と連携し、福利厚生の上にも努めます。

本市・金武町・宜野座村で構成している金武湾開発推進連絡協議会では、雇用対策、産業振興及び観光振興を図るため広域連携を推進します。



仕事をする大人を観察するジョブシャドウイング

第4 誰もが健康で、互いに助け合える地域を育てます

地域福祉については、「うるま市地域福祉計画」後期計画に基づき、うるま市社会福祉協議会や民生委員・児童委員連絡協議会などの関係団体と連携し、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、契約や金銭管理等に支援が必要な障がい者や高齢者の権利擁護を推進するため、「うるま市地域福祉権利擁護センター」の設置に向け取り組みます。

障がい者福祉については、本年4月より施行される「障害者総合支援法」の基本理念を踏まえ、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現のため、「第2次うるま市障がい者福祉計画」に基づく福祉サービスや地域生活支援事業等の推進に努めます。

国民健康保険については、景気低迷の影響を受け、加入者の低所得層と滞納世帯が増加し、また医療費も年々伸び続けているなど国保を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあります。そのような状況の中、被保険者が安心して医療を受けられるよう関係機関と連携を図るとともに、国保の安定運営を図るため、保険税の収納対策に努めます。

また、伸び続ける医療費を抑制するため、特定健康診査・特定保健指導などの保健事業を実施し、疾病の早期発見・早期治療、重症化予防を推進する

とともに、医療費適正化事業の推進、ジェネリック医薬品の普及・啓発を行います。

後期高齢者医療については、被保険者の健康維持及び負担軽減を図るため、集団検診等の無料実施と人間ドック・脳ドック検診費及び成人肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を継続実施します。

国民年金については、広報活動や年金相談等をおして年金制度の周知を図るとともに、年金事務所との関係機関と協力連携し、市民の国民年金受給権の獲得に努めます。

生活保護については、長引く景気低迷により「働ける年齢層」の要保護世帯が増加していることから、要保護者の自立に向け、ふるさとハローワークをはじめとする関係機関と連携を図り、就労支援を推進します。

健康づくりについては「健康うるま21」に基づき、乳幼児期から高齢期に至るまで、母子保健事業、予防接種事業、健康増進事業等を実施し、市民とともに健康づくりを推進します。

成人保健については、各種健康診査等を実施し、要指導者に対して保健指導の充実強化を図り、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に努めます。

母子保健については、妊婦健康診査の公費負担を継続して実施し、乳幼児については、発育・発達について適切な対応ができるよう乳幼児健康診査の充実と支援の強化を図ります。

未熟児養育事業については、本年度に県から権限移譲されることから、適切な保健指導と養育に必要な医療の給付を行います。

感染症等の対策については、定期予防接種の周知と接種率の向上に取り組み、感染症の発症予防に努めます。

また、本年度より新たに水痘・おたふくかぜのワクチン予防接種の全額公費助成を実施します。

高齢者福祉及び介護保険については、「うるま市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、「介護・予防・医療・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく地域包括ケアの推進に努めます。

総合的な子ども・子育て支援については、昨年8月「子ども・子育て関連3法」が制定されたことから、新制度に向けプロジェクトチームを設置し、地域の子育て状況やニーズを把握し、事業計画の策定などに取り組みます。

保育については、次世代を担う子どもたちが感性豊かに育ち、子を持つ親が夢と喜びを持って子育てができるよう、うるま市子どもゆめ基金及び沖縄県安心子ども基金を活用し、保育サービスの充実に努めます。

待機児童の解消については、法人保育施設の増改築事業を実施し、定数枠を拡大するとともに、認可外保育施設については、新すこやか保育事業及びき

らめき保育事業を引き続き実施し、入所児童の処遇向上を図ります。

発達への気になる子、配慮を要する子などについては、専門相談員による巡回指導を実施し、子どもの成長や保護者支援の充実に努めます。

また、子育て支援センターを与勝地域に開設し、育児に関する相談や子育て親子の交流の場を提供するなど、子育て支援の充実に取り組みます。

さらに、ファミリーサポートセンター事業への新たな取り組みとして、こどもゆめ基金を活用し、ひとり親世帯に対する利用料の助成を実施します。

児童福祉については、公民館等の公共施設を活用した地域子育て活動支援事業の推進や学童クラブ支援事業の充実などをとおし、児童の健全育成に努めます。

「きむたかこどもセンター」については、子育て支援に取り組むとともに、勝連地域の伝統芸能などの継承をとおして子どもたちの健全育成を図るため、一括交付金を活用し機能強化を図った施設として建設工事に着手します。

また、こども医療費助成事業については、自動償還払い制度の開始に向け取り組みます。

ひとり親世帯については、児童扶養手当の支給や医療費助成事業、就労支援事業等の支援を行います。

また、母子家庭生活支援事業の導入に向け取り組みます。
児童虐待及びDV等の対策について

は、相談体制の充実に回り、子どもの健やかな成長と女性が安心して生活できる地域社会づくりに努めます。

第5 市民とともに考え、築き上げるまちを育てます

市民協働のまちづくりについては、地域活動支援助成事業を引き続き実施するとともに、助成事業の拡充を図り、地域における主体的なまちづくり活動の支援に努めます。

地域審議会については、引き続き新市建設計画の進捗状況等について審議して頂き、市政への市民参画を推進します。

広報広聴については、広報紙やホームページを活用し、市政やまちづくりに関する情報などを分かりやすく発信するとともに、パブリックコメントや「市長へのEメール」等により多様化する市民ニーズを把握し、行政運営に反映できるように努めます。

国内外の交流については、海外移住者子弟研修生受入事業を実施するとともに、友好都市を提携した盛岡市と物産展示会の開催や相互派遣交流事業の実施など、交流の推進を図ります。

地域情報化については、自治会職員を対象にパソコン操作研修等を行い、その運用についての充実に取り組みます。

また、庁内業務で利用しているパソコンについては、セキュリティの向上や省電力化など行政事務の効率化を図る

ため、業務端末入替事業（シンクライアント導入）を進めます。



うるま市男女共同参画宣言都市記念式典

男女共同参画については、本年1月の男女共同参画都市宣言を踏まえ、男女共同参画行動計画を総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画推進条例」の制定に取り組みます。

自治会活動については、コミュニティの充実に努めるため、平良川地区コミュニティ供用施設建設事業及び昆布地区学習等供用施設建設事業を引き続き実施するとともに、新たに田場地区コミュニティ供用施設建設事業及び上江洲コミュニティセンター建設助成事業を推進します。

市民相談については、人権相談、行政相談及び無料法律相談を開設すると

ともに、多重債務などの消費者生活相談についても、関係機関と連携を図りながら、適切な助言等により問題解決に向け支援します。

防災行政については、災害対策の要である「うるま市地域防災計画」の全面見直しを行うとともに、大規模自然災害等に備えるため、島しょ地域や低地帯地域を中心に津波対策緊急事業を実施します。

また、災害時に支援が必要とされる高齢者などの要援護者については、関係部局が情報を共有し、迅速かつ的確な支援が行える災害時要援護者支援体制の構築に努めます。

消防行政については、市民の生命、身体及び財産の保護を迅速かつ的確に行うため、消防資機材を整備するとともに、消防隊員や消防団員の各種訓練の充実に努め、災害に強い組織づくりを推進します。

また、増加する救急需要に対応するため、高規格救急自動車の更新を図るとともに、救急車の適正利用について啓発活動に努めます。

救急体制のさらなる充実・強化に向けては、県立中部病院と連携した派遣型救急ワークステーションを本年度に設置し運用を開始してまいります。

石油コンビナートなどの危険物施設の安全対策については、事故の再発防止に向け、自主保安体制の徹底指導及び安全対策の更なる強化を図ります。

交通安全対策については、警察や交

通安全協会と連携し、飲酒運転の根絶と交通ルールの遵守に向けた広報啓発活動に取り組み、交通安全意識及びマナーの向上に努めます。

防犯対策については、市民と行政の連携による防犯活動や防犯協会を中心とした協力的体制の強化に努めるとともに、地域から強い要望のある防犯灯整備については拡充してまいります。

基地問題については、昨年、普天間基地へのオスプレイの強行配備や米軍人による事件・事故が相次ぎ、多くの市民や沖縄県民がこれまで以上に怒りと不安に駆られました。

これらの基地問題を解消するためには、過重な基地負担の軽減と日米地位協定の抜本的な見直しが必要であることから、関係機関と連携を図りながら日米両政府及び米軍に引き続き訴えていきます。

基地対策については、米軍航空機騒音の実態を把握するため市独自の騒音測定を実施します。

また、ホワイトビーチへの原子力潜水艦の寄港については引き続き国へ中止を求めるとともに、原子力災害に備える



市役所に設置された騒音測定器

ため、避難・誘導等の訓練実施に向けた調査・研究に取り組みます。

行政改革については、第2次行政改革大綱に掲げている、「市民の視点に立つた行政サービスの推進」、「市民とのパートナーシップによる行政運営の構築」、「行政経営の視点に立った市政運営の推進」という3つの視点に基づき、実施計画を推進します。

また、庁舎の跡利用を含めた公共施設等のあり方について、将来にわたり持続可能な公共施設等の運営を行うための計画策定を進めます。

統合庁舎建設については、「人と環境にやさしい、シンブルで機能的な庁舎」を基本理念に、現在の本庁舎に併設した市民サービスの拠点整備に向け、本年度建設工事に着手します。

また、新庁舎の供用開始を見据え、組織機構の見直しやワンストップサービスを提供する総合窓口の設置など、全庁体制で取り組みます。

人事行政については、社会経済情勢の変化と多様化する市民ニーズに適切に対応できるよう「人材育成基本方針」に基づく各種研修を実施し、職員の資質向上と能力開発に努めます。

行政経営については、厳しい財政状況や多様化する市民ニーズを踏まえ、総合計画を基軸とする施策の横断的な展開と組織力の向上を図るとともに、行政評価を市政運営に反映させる行政経営マネジメントの導入に引き続き取り組みます。

市税については、最も重要な自主財源であることから適正かつ公平な課税に努めるとともに、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、申告支援システムを新たに導入します。

また徴収については、本年度にうるま市電話催告センターを開設し、徴収率の向上と滞納繰越額の縮減に取り組めます。

以上、平成25年度の市政運営にあたり、私の所信と予算案、主要事業の概要について述べてきました。

本年度は昨年度に引き続き、沖縄振興並びに本市の地域振興にとつて重要な年であり、住民に最も身近な地方自治体として、地域ニーズを踏まえた政策立案と実行力が求められています。

私は本市を取り巻く社会経済情勢を的確に捉え、市民の安心と暮らしの向上、地域の活性化に取り組むとともに、本市の将来像である「人と歴史が奏でる自然豊かなやすらぎと健康のまち」の実現に向け、全力で市政運営に取り組んでまいります。

結びに、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

平成25年2月27日

うるま市長 島袋俊夫

図書館資料を参考に、手作りした作品をご紹介します!

としょかん手作り倶楽部

『立体切り紙12か月』

大原 まゆみ著/日貿出版社(所蔵館:中央館)

毎月のご挨拶に使えるポップアップカードやモバイル、飾り箱など、1年を通して切り紙を楽しめる1冊となっています。今回は飾り箱に挑戦!!型紙を利用すれば、下書きもいらないので、短時間で作ることができました。

お菓子を入れたり、小さな鉢植えを入れたり、小物入れとしても活躍しそうです。(うるま市在住・Yさん作)



としょかんだより



中央図書館 ☎098-974-1112
石川図書館 ☎098-964-5166
勝連図書館 ☎098-978-4321

☆うるま市立図書館ホームページ
<http://www.library.city.uruma.lg.jp/>

●市外利用者(うるま市に通勤・通学されている)のみなさまは、年度はじめに利用カードの更新が必要です。来館時にカウンターで、お持ちの利用カードと必要な書類を提示し、更新手続きを行ってください。

更新手続きに必要な書類

- ★図書館利用カード
- ★現住所が確認できるもの(運転免許証・保険証など)
- ★図書館指定の在勤(在学)証明書(図書館ホームページからダウンロード可)

読み聞かせにこの1冊!!

絵本の世界へご招待

『ねえ だっこして』

竹下 文子/文 田中 清代/絵 金の星社(所蔵館:石川館・勝連館)

おかあさんは、赤ちゃんの世話で忙しそう。でも、おかあさん..

ときどき、わたしもだっこして..

甘えることをがまんしている、猫の切ない表情が愛おしく、胸をキュンとさせます。

今月のおすすめ資料

図書館では、毎月テーマ別に特集を組んでたくさんの資料を展示・紹介しています(おすすめ資料)。

★今月のテーマはこれ!★

中央館/お部屋をメンテナンス(一般)

ともだちだいすき♪(児童)

石川館/カラダに効く!めざせ健康体(一般)

ともだち100人できるかな♪(児童)

勝連館/ともだちいっぱい!! 新学期

☆館内利用者用コンピュータ端末及びホームページからご覧になれます。

☆借りた資料は、中央館・石川館・勝連館、どの図書館でも返却できます。
☆図書館にない本は、リクエストすることができます。

沖縄の御願とトートナー

地域や家によってもやり方が違ったりする沖縄の年中行事。今回は、沖縄の行事や拝み、お墓について書かれた本をご紹介します。

『トートナーQ&A』

座間味 栄議著/むぎ社

トートナーってなに? 仕立て方やまつり方は? 継ぎ方は? などの、沖縄の位牌・トートナーに対する疑問にQ&A方式で回答します。ことばの意味も掲載。

(一般書) 所蔵館 中央・石川・勝連

『よくわかる御願ハンドブック』

「よくわかる御願ハンドブック」編集部/ポーターインク

ヒヌカンやトートナーに関する御願ごとは多種多様です。毎年やっても、つい忘れてしまうことや、いまさら聞けない行事の疑問をわかりやすくまとめた1冊です。

(一般書) 所蔵館 中央・石川・勝連

『よくわかる沖縄のお墓 つくり方・選び方』

金城 一著/ポーターインク

沖縄ならではのお墓の特徴から、お墓の選び方、お墓を建てる時期まで、おこしがちな間違いのポイントを押さえながらテーマごとに解説します。

(一般書) 所蔵館 中央・石川・勝連

行事案内(4月中旬~5月初旬)

	行事	日時	サークル名等
中央	おはなし会	毎月第2土曜日 午後3時~	図書館スタッフ
	あかちゃんのためのおはなし会	毎月第3木曜日 午前11時~	すだち
	おはなしの部屋	毎月第4土曜日 午前10時30分~	テル・テール
石川	おはなしワールド	毎月第3土曜日 午前10時30分~	コスモスの会
勝連	おはなし会	毎週金曜日 午前10時30分~	ラビット
	あかちゃんのためのおはなし会	毎月第3水曜日 午前11時~	フォリエ
	子ども読書週間行事 わらべ唄であそぼう ~浜下りの おはなしとうた~	4月20日(土) 午前10時~	「ていーだぬふあ 童協会」主宰 みやぎ しょうこ 宮城 葉子 氏
	おはなしパラダイス	5月11日(土) 午前10時30分~	“あいうえお”

図書館休館日

- 毎月曜日
- 4月25日(木) 館内整理日
- 4月30日(火) 振替休日

受講生募集!!

公民館講座のご案内

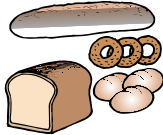


※受講料は無料ですが、講座によっては教材費を徴収する場合があります。お申込時にご確認ください。

※各講座とも、定員を超えた場合は抽選となります。※日程、内容など変更する場合がございます。ご了承ください。

簡単手作りおうちパン

【日 時】5月20日(月)～6月10日(月)
毎週月曜日(全4回)
午後1時30分～午後4時30分
【場 所】うるみん 調理室
【講 師】新垣 美奈子 氏
【受付期間】4月22日(月)～4月26日(金)
【定 員】20名



親子ベリーダンス講座

【日 時】5月23日(木)～6月27日(木)
毎週木曜日(全6回) 午後5時～午後6時30分
【場 所】石川地区公民館 ホール
【講 師】新屋 つぐみ 氏
【受付期間】5月1日(水)～5月10日(金)
【定 員】20組 3歳以上中学生までの親子
(小学3年生以上は子どものみ参加可)

【お問い合わせ・申込先】勝連地区公民館 ☎978-7194

【お問い合わせ・申込先】石川地区公民館 ☎964-3433



初心者のはじめよう! パソコン講座

【日 時】5月27日(月)～5月31日(金)
午後7時～午後9時(全5回)
【場 所】勝連地区公民館 視聴覚室
【講 師】小池 みさお 氏
【受付期間】5月7日(火)～5月13日(月)
【定 員】18名



【石川地区公民館】
『ストリートヒップホップダンス』
10月から16回の講座で軽快なステップやリズムに乗って楽しく踊れるようになりました。



講座レポート⑧

【お問い合わせ・申込先】勝連地区公民館 ☎978-7194

石川地区公民館 ☎964-3433
勝連地区公民館 ☎978-7134
与那城地区公民館 ☎978-6836

公
民
館
だ
よ
り

◆◆◆ 平成25年度 うるま市立公民館講座予定表 ◆◆◆

担 当 公民館	講 座 名	内 容
石川地区 公民館	親子ベリーダンス講座	親子でベリーダンスを楽しむ
	メンタルヘルスケアって?	始めよう、心の健康づくり
	D・I・Y教室	日曜大工の基本を学ぶ
	英語で遊ぼう	親子で遊びながら英語に親しむ
	歌碑巡り	歌碑巡りをしながらふるさとの歴史に触れる
	樹木医が教える植物栽培	樹木の健康診断
	集まれ! 男声合唱団	声高らかに! 男声合唱
	夫婦で楽しむ料理教室	夫婦で料理を作る嬉しさを味わう
与那城地区 公民館	ピラティス講座	体幹(コア)を鍛え、猫背・腰痛予防
	ハーモニカ講座	ハーモニカを吹いて、美しい音色を楽しむ
	親子自然塾	ネイチャーゲームを体験しよう
	コミュニケーション力UP! 会話術	会話力不足を克服しよう
	続・すーじゅわー巡り	与那城、勝連地域の文化財巡り

担 当 公民館	講 座 名	内 容
勝連地区 公民館	簡単手作りおうちパン	簡単パン作りに挑戦
	始めよう! 初心者のパソコン講座	電源の入れ方から始めよう
	弾き語りギター塾	フォークソングを弾き語り!
	おうちdeできる薬膳	薬膳の効能・調理法を学ぶ
	子育て講演会	子育てとは?一緒に考えよう
	親子で作って楽しむ! ミニ四駆	親子でミニ四駆を組み立て、レースで競う!
	親子はた織り体験	親子ではた織り体験
	～女子力を磨く～ ズンバダンス	ダイナミックで楽しいエクササイズ
	レザークラフト作り	革細工で小物作り
	初心者スマートフォン講座	スマートフォンの基礎知識と使い方
素敵にセンスアップ生活	ちょっとひと手間ライフアップ!	
ストリートダンス講座	ストリートダンスに挑戦!	

※講座の内容・日程等、変更する場合があります。詳細については広報でお知らせ致しますのでご確認ください。

ご存じですか? 「学生納付特例制度」 4月から平成25年度学生納付特例申請受付開始!



20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額(118万円)以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。申請方法は窓口申請とハガキ形式の申請の2通りあります。

窓口での申請に必要なもの

- ・平成25年度有効の学生証(コピー可)、または在学証明書
- ・認印(本人が署名する場合は不要)
- ・年金手帳
- ・前年中に退職されて学生になられた方は、雇用保険被保険者離職者票等(コピー可)

ハガキ形式の申請書で申請する場合

- ・前年度に学生納付特例申請が承認された方で、翌年度以降も引き続き在学予定の方には(日本年金機構が把握している方に限る)、ハガキ形式の申請書が3月下旬に送付されます。
- ・申請者記入欄へ必要事項を記入して返送してください。
- ・学生証、在学証明書の添付は不要です。

※在学する学校が変わったときや、ハガキが送付されなかった場合は、市役所国民年金係窓口で申請を行ってください。

※ハガキはできるだけ4月中に返送してください。

★学生納付特例の承認期間は4月(または20歳誕生日)から翌年3月までとなりますので、申請手続きは毎年必要です。

★卒業、退学により学生でなくなった方で、引き続き4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、「若年者納付猶予制度」や「保険料免除制度」があります。国民年金係窓口へご相談ください。

保険料を未納のままにしておく、不慮の事故などにより障害が残ったり、死亡した場合に、障害年金や遺族年金を受けることができなくなる場合があります。

なお、学生納付特例が承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、**年金額には反映されません**。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることのできる「追納制度」を利用されることをおすすめします。

追納制度

保険料免除や納付猶予などで承認された期間は、10年以内(例えば平成25年4月分は平成35年4月末まで)であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっていきます。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。加算額が低く済むよう、お早めに追納することをおすすめします。

★追納は保険料が高くなることもありますが、安くなることはありません。学生であっても経済的に余裕がある場合は、学生納付特例を利用せずに保険料を納めることをおすすめします。

国民年金保険料

～平成25年4月から～

【保険料】

月額15,040円

【老齢基礎年金】満額

月額65,541円

(平成25年4月～9月)

※10月から1.0%の減となります。

平成25年度 健康支援課 母子事業日程表

健康支援課(うるみん3階)
☎973-3209

離乳食教室

【対象】生後3~5か月の乳児と保護者へ通知
【時間】午後1時30分~午後4時
【ところ】うるみん3階和室・調理室
※離乳食教室は申込制

5月14日(火)	7月9日(火)
9月20日(金)	11月12日(火)
1月21日(火)	3月25日(火)

定例健康相談

①石川保健相談センター

【とき】毎週月曜日
午前9時~午前11時
★予約は不要
【対象】0歳~(市民なら誰でも)
【内容】身長、体重、腹囲などの計測・健診結果の説明や健康相談(看護師・保健師)
※母乳・栄養相談はありません。

②うるみん

【とき】毎週火曜日
午前9時~午前11時
★予約は不要
【対象】0歳~(市民なら誰でも)
【内容】身長、体重、腹囲などの計測・健診結果の説明や健康相談(看護師・保健師)
★要予約★
・妊産婦さんのための母乳相談(助産師)
・市民のための栄養相談(栄養士)
※詳しくはお問い合わせください。

DT集団予防接種

【対象】小学6年生
※対象の方にはお知らせします。
【受付時間】午後1時~午後1時45分
【ところ】うるみん3階ホール
【必要なもの】母子手帳など文書で通知

7月30日(火)	7月31日(水)
8月1日(木)	8月13日(火)
8月14日(水)	8月15日(木)
8月16日(金)	

※DTは、破傷風とジフテリアの予防接種です。

この他に、健診事後教室や思春期教室(市内の市立中学校で開催)があります。

健康診査(健診)は、病院や保育園などで受けるものと内容が異なります。また、予防接種は学校や保育園などの集団生活において必要な事です。健診も予防接種もぜひ受けてください。

お子さんを会場へ連れて来るのは、ご家族どなたでも良いので、気軽にお越しください。

3歳児健診

【対象】3歳6か月~4歳未満
【受付時間】午後1時~午後2時
【必要なもの】母子手帳・受診票など文書で通知

月	日(曜)	ところ
4	4(木)	うるみん
4	11(木)	勝連シビックセンター
4	19(金)	うるみん
5	9(木)	うるみん
5	16(木)	石川保健相談センター
5	23(木)	うるみん
6	6(木)	うるみん
6	13(木)	勝連シビックセンター
6	20(木)	うるみん
7	4(木)	うるみん
7	11(木)	石川保健相談センター
7	18(木)	うるみん
8	15(木)	勝連シビックセンター
8	22(木)	うるみん
9	12(木)	石川保健相談センター
9	19(木)	うるみん
10	3(木)	うるみん
10	10(木)	勝連シビックセンター
10	17(木)	うるみん
11	7(木)	うるみん
11	14(木)	石川保健相談センター
12	12(木)	勝連シビックセンター
12	19(木)	うるみん
1	9(木)	うるみん
1	23(木)	石川保健相談センター
2	29(水)	うるみん
2	6(木)	うるみん
2	13(木)	うるみん
2	20(木)	勝連シビックセンター
3	6(木)	石川保健相談センター
3	18(火)	うるみん
3	27(木)	うるみん

1歳半児健診

【対象】1歳6か月~2歳未満
【受付時間】午後1時~午後2時
【必要なもの】母子手帳・受診票など文書で通知

月	日(曜)	ところ
4	10(水)	うるみん
4	17(水)	石川保健相談センター
4	24(水)	うるみん
5	8(水)	うるみん
5	15(水)	勝連シビックセンター
5	22(水)	うるみん
6	12(水)	うるみん
6	19(水)	石川保健相談センター
6	26(水)	うるみん
7	3(水)	うるみん
7	10(水)	勝連シビックセンター
7	17(水)	うるみん
8	7(水)	うるみん
8	27(火)	うるみん
8	28(水)	石川保健相談センター
9	4(水)	うるみん
9	11(水)	勝連シビックセンター
9	18(水)	うるみん
10	2(水)	うるみん
10	9(水)	石川保健相談センター
10	23(水)	うるみん
11	6(水)	うるみん
11	13(水)	勝連シビックセンター
11	20(水)	うるみん
12	4(水)	うるみん
12	11(水)	石川保健相談センター
12	18(水)	うるみん
1	8(水)	うるみん
1	15(水)	勝連シビックセンター
2	22(水)	うるみん
2	5(水)	うるみん
2	12(水)	うるみん
2	19(水)	石川保健相談センター
3	12(水)	勝連シビックセンター
3	19(水)	うるみん
3	26(水)	うるみん

乳児健診

(前期、後期2回受診)

【対象】前期:4~5か月頃
後期:9~11か月頃

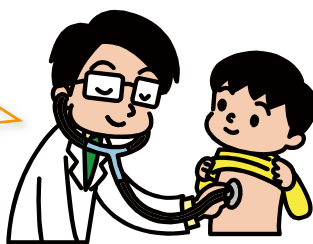
【受付時間】(うるみん)
前期:午後1時~午後2時30分
後期:午前8時50分~午前10時30分(石川保健相談センター)
(勝連シビックセンター)
午後1時~午後2時30分
【必要なもの】母子手帳など文書で通知

月	日(曜)	ところ
4	14(日)	うるみん
4	20(土)	勝連シビックセンター
5	12(日)	うるみん
5	18(土)	石川保健相談センター
6	8(土)	勝連シビックセンター
6	16(日)	うるみん
7	13(土)	石川保健相談センター
7	14(日)	うるみん
8	10(土)	勝連シビックセンター
8	11(日)	うるみん
9	7(土)	石川保健相談センター
9	22(日)	うるみん
10	26(土)	勝連シビックセンター
10	27(日)	うるみん
11	9(土)	石川保健相談センター
11	24(日)	うるみん
12	7(土)	勝連シビックセンター
12	22(日)	うるみん
1	18(土)	石川保健相談センター
1	19(日)	うるみん
2	8(土)	勝連シビックセンター
2	9(日)	うるみん
3	1(土)	石川保健相談センター
3	23(日)	うるみん

2歳児歯科健診

【対象】2歳6か月~3歳未満
【受付時間】午後1時30分~午後2時30分
【必要なもの】母子手帳など文書で通知

月	日(曜)	ところ
4	25(木)	
5	30(木)	
6	27(木)	
7	25(木)	
8	30(金)	
9	25(水)	うるみん
10	24(木)	3階ホール
11	28(木)	
12	20(金)	
1	21(火)	
2	7(金)	
3	20(木)	



まちな話題

まちなイベントや地域の話題をお届けします。



街・人・自然を見つめよう！

第5回 環金武湾ウォーキングフェスタ

3月9日と10日の両日、第5回環金武湾ウォーキングフェスタ（金武湾開発推進連絡協議会主催）が開催されました。「歩く文化」を醸成し、金武湾を囲むうるま市、金武町、宜野座村を再考することを目的に行われ、8つのコースに939人のウォーカーが参加しました。

9日に行われた具志川ドームを発着点とする30kmコースでは、勝連城跡や平敷屋タキノー、平安座島などを巡りました。

参加者は家族や仲間と共に、豊かな自然を満喫しながら自分のペースでゴールを目指しました。



勝連城跡を歩く



市指定文化財ワイトウイ



スタート前にストレッチ

安全・人・安心な沖縄県を目指して

ちゅらうちなー安全なまちづくり功労者表彰

2月5日、日頃から犯罪のない安全安心な沖縄県の実現を目指し、県民総ぐるみで取り組む「ちゅらさん運動」に顕著な功労のあった個人及び貢献団体として、市内から個人2名と7団体が沖縄県知事から表彰されました。

【受賞者】

- ・ 森根千寿子もりねちずこさん
- ・ 松田瞳まつだひとみさん
- ・ 創作エイサー風わらびかじ
- ・ うるま天龍太鼓
- ・ わいわいキッズ
- ・ 結太鼓
- ・ 創作太鼓紅ばな心嘩あか しんか
- ・ 石川みほそ太鼓
- ・ 株式会社FMうるま



ちゅらさん運動

【ちゅらさん運動ロゴマーク】

ちゅらひとづくり、ちゅらまちづくり、ちゅらゆいづくりの3つの「ちゅらづくり」をそれぞれの手と色で表現。巴紋に似たモチーフは連携の強さを表し、県民総ぐるみによる「安全なまちづくり」への願いが込められています。

消防活動に対する功績を称え

消防活動協力者表彰

迅速な判断で初期消火を行い火災の延焼を未然に防止したとして、3月1日、株式会社沖繩コカ・コーラボトリング社員の謝敷宗裕さんと石川吉久さんには感謝状と盾が、うるま市消防団員の高江洲均さんには表彰状と盾が贈られました。

3人は、平成25年12月14日に発生した建物火災において、建物から黒煙が出ているのに気づき消火のため、建物に侵入し消火器で炎を消し止めました。



消防長から感謝状と盾が贈られました

全国大会の切符を手にする

うるま東ボーイズ

中学硬式野球チームのうるま東ボーイズが、2月3日、9日に行われた第43回ボーイズ春季沖繩県大会において初優勝し、東京都で開催される第43回ボーイズリーグ春季全国大会に出場することが決まりました。

2月18日、市長を訪ねた選手や関係者が優勝の喜びと全国大会への意気込みを語りました。



優勝報告に訪れた選手たち

社会教育功勞表彰受賞報告



1月25日に行われた沖繩県社会教育研究大会において、多年にわたり社会教育に関する活動を推進し、沖繩県の社会教育の振興に多大な貢献をしたとして、うるま市女性連合会の大嶺絹枝さんとうるま市文化協会の大城義巳さんが表彰されました。

果樹品評会で最優秀賞受賞



第12回沖繩県果樹品評会において、農事組合法人うるま農場が生産するパッションフルーツが最優秀賞を受賞しました。

2月21日、市役所を訪れたうるま農場の平良聰さんと平良眞良さんが受賞の報告と喜びを市長に伝えました。

第8回うるま市長杯剣道選手権大会



日頃錬磨した技を競い、剣道の正しい普及と青少年の健全育成に資することを目的に、2月24日、第8回うるま市長杯剣道選手権大会が具志川総合体育館で行われました。

大会に出場した小学1年生から高校生の剣士たちは、優勝をめざし白熱した試合を展開しました。

消防本部からのお知らせ

警防課
☎975-2006
予防課
☎975-2119

うるま市消防団

石川岳登山道訓練を実施

春休みや行楽シーズン前の2月24日、うるま市消防団が複雑な地形で形成された石川岳登山道において登山道訓練を実施しました。

訓練には、消防団員27名が参加し事故や災害が発生した際に迅速かつ的確な行動が行えるよう進入経路の確認を行い、登山道を立体的に理解することができました。また、各地区の消防団員同士の連携を深めることができました。

消防団では、今後も実践的な訓練を継続し、地域住民の安全・安心の確保のために日々適進してまいります。



訓練に参加した消防団のみなさん

【消防団員募集】

うるま市消防団では、新規の消防団員を募集しています。
詳しくは、消防本部警防課までお問い合わせください。

うるま市消防本部 警防課
☎975-2006

原子力艦防災活動資機材 取扱い訓練を行いました

3月5日、平成24年度沖縄振興特別推進交付金事業で整備した原子力艦防災活動資機材の取扱い訓練を石川消防署で実施しました。

訓練は、市の防災係と基地対策係の担当職員を講師に招き「地域防災計画について」及び「原子力艦寄港に伴う現状と課題について」の講義の後、資機材の取扱い訓練を実施しました。

うるま市は、横須賀市及び佐世保市とならび、国内に3か所しかない米海軍原子力艦の寄港地ホワイトビーチがあることから、消防本部においては、これからも関係部局と連携を密にしながら市民の安全・安心の確保のため訓練に努めてまいります。



消防用設備等 点検報告について

消防設備等は、いついかなる場合に火災が発生しても確実に機能を発揮するものでなければならぬので、日ごろの維持管理が十分に行われることが必要です。

消防法により消防用設備等を設置することが義務づけられている防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、その設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。

【点検の種類と期間】

- ・ 機器点検（6か月に1回以上）
- ・ 総合点検（1年に1回以上）

【報告期間】

- ・ 特定防火対象物は1年に1回報告
- ・ 非特定防火対象物は3年に1回報告
- ※一定の規模の防火対象物は消防設備士又は消防設備点検資格者による点検が必要です。

詳しくは、消防本部予防課までお問い合わせください。

うるま市消防本部 予防課
☎975-2119

【火災予防上の命令を受けている対象物】

昨年11月7日（水）に沖縄ターミナル株式会社の屋外タンク貯蔵所から原油漏洩事故が発生したことと、その他の屋外タンク貯蔵所においても不良個所が確認されました。

このことにより本市は、火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その旨の命令を下記のとおり発令しましたのでお知らせします。なお、この公示は消防法に基づき行っています。

命令を受けている危険物製造所等

命令を受けた者	うるま市与那城平安座6483番地 沖縄ターミナル株式会社 代表取締役社長 三溝 芳春
施設の所在地	うるま市与那城平安座6483番地
施設の名称	屋外タンク貯蔵所
事項	原油を貯蔵する浮き屋根式特定野外タンク貯蔵所において、タンク本体及び浮き屋根の修理等について命令したものである。
命令年月日	・平成24年12月27日 ・平成25年2月18日

※この上記した内容は、掲載時に改善され、命令が解除されている場合があります。

国民健康保険課からのお知らせ

こんなときには14日以内に届出を!

国保へ加入またはやめる場合は、14日以内に国保課窓口へ届出してください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入する	他の市町村から転入したとき	保険証(世帯に国保加入者がいるとき)、身分証
	職場の健康保険等をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、 保険証(世帯に国保加入者がいるとき)、身分証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、 保険証(世帯に国保加入者がいるとき)、身分証
	子どもが生まれたとき	保険証、分娩費用明細書、印鑑、世帯主の口座情報が分かるもの(通帳等) ※直接支払い制度を利用していない方は国保課窓口にお問い合わせください。
	外国籍の人が加入するとき	在留カードまたはパスポート 指定書(在留の資格が特定活動の場合)
国保をやめる	他の市町村に転出するとき	保険証、身分証
	職場の健康保険等に加入したとき	保険証、職場の保険証または健康保険資格取得証明書、身分証
	生活保護を受けることになったとき	保険証、保護開始決定通知書、身分証
	死亡したとき	保険証、喪主の印鑑、喪主の口座情報が分かるもの(通帳等)
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カードまたはパスポート
その他	住所、世帯主、氏名等が変わったとき	保険証、身分証
	保険証を汚したとき	保険証、身分証
	保険証を紛失したとき	身分証
	修学や施設入所のため、他市町村に住むとき	保険証、在学・在園証明書、身分証
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、身分証 ※職場の健康保険等をやめた方で国保加入手続きがお済みでない場合は、健康保険資格喪失証明書もお持ちください。

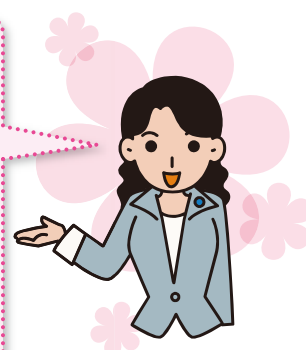
退職者医療制度の対象となるとき

退職者医療制度とは、該当する方の給付費(自己負担分3割以外の医療費)が一般国保加入者とは別に職場の健康保険からの拠出金等によって賄われる制度です。

年金の受給権の発生した日が、退職者医療制度の対象となる日です。次の要件をすべて満たす人とその65歳未満の被扶養者は退職者医療制度で医療を受けることになります。国保税の計算方法や受けられる給付は一般国保加入者と同様です。

- ① 国保に加入している65歳未満の人
- ② 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人でその加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

※全ての手続きには身分確認できるもの(免許証や住民基本台帳カード等)が必要です。
※別世帯の方が届出する場合は、世帯主からの委任状が必要です。



国保に入る届出が遅れると…

国保税は届出をした日からではなく、国保に加入する資格を得た月から納めることになります。届け出が遅れている間の医療費はやむを得ない理由がない限り、全額自己負担になります。

国保をやめる届出が遅れると…

国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、保険証が手元にあるのでそれを使って診療をうけてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費はあとで返していただくことになります。

【お問い合わせ】 国民健康保険課 ☎098-973-3202

※すべてのサービスを受けるには、うるま市介護長寿課の窓口で申請が必要です。

うるま市では、介護保険サービス以外にも、高齢者向けの「高齢者福祉サービス」を実施しています。
(※利用条件がありますので、詳しくは、介護長寿課・地域包括支援センターまでご相談ください。)

1. 紙おむつ等を使用する高齢者に対し紙おむつ等を支給するサービス (高齢者紙おむつ支給事業)

担当:介護長寿課

紙おむつを利用している低所得高齢者に対して、紙おむつや尿取りパッドを支給するサービスです。
(月額最大8,500円分)

《支給条件》

- ・要介護認定で要介護4～5(相当含む)と認定された65歳以上の高齢者
- ・その属する世帯及び同敷地内に居住する家族世帯が市民税非課税世帯(※生活保護世帯は対象外)
- ・介護保険施設に入所していない方
- ・申請日が月の16日以降の時は、有効期間の始期を翌月分からとする。



2. 高齢者を介護しているご家族に手当金を支給するサービス (在宅介護者手当支給事業)

担当:介護長寿課

65歳以上の高齢者を介護しているご家族に対して、介護者手当金を支給します。
(月額5,000円)

《支給条件》

- ・要介護認定で要介護3～5(相当含む)の認定を受けた65歳以上の高齢者を同居介護している方
- ・高齢者と家族全員に介護保険料の未納がないこと
- ・生活保護をうけていない方

3. 介護保険サービスを利用せずに、要介護者を在宅で介護しているご家族に 慰労金を支給するサービス(家族介護慰労金支給事業)

担当:介護長寿課

要介護高齢者の方を介護しているご家族に対して、慰労金10万円(1年に1回)を支給します。

《支給条件》

- ・要介護認定で要介護4～5と認定された40歳以上のかたを在宅で介護している方
- ・要介護者と介護者が市民税非課税世帯であること。
- ・認定開始日より1年間介護保険サービスを利用していないこと。(3ヶ月以上の長期入院がないこと)
- ・要介護者に介護保険料の未納がないこと

*申請後、訪問調査の上、支給可否を決定します。

4. 1人暮らしの高齢者の安否を電話で確認するサービス(ふれあいコール)

担当:介護長寿課

1人暮らしの高齢者宅に定期的に電話をかけて、その身の安全を確認するサービスです。

《利用条件》65歳以上の1人暮らしの高齢者

5. 緊急時のための「緊急通報システム」や「福祉電話」を貸し出したり、電磁調理器等の生活用具を支給するサービス(日常生活用具給付・貸与事業)

担当:介護長寿課

1人暮らしの高齢者や高齢者世帯が自宅で安心して生活できるよう、緊急時のための「緊急通報システム」や「福祉電話」を貸し出したり、電磁調理器等の日常生活で使用する生活用具を支給します。

《利用条件》

- ・ 65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- ・ 慢性疾患をお持ちの方や健康上に注意が必要な方
- ・ 住民税非課税世帯(緊急通報システムを除く)

6. 外出を手助けするサービス(外出支援サービス)

担当:介護長寿課

心身上の理由により、介助なしではバスやタクシーを利用できない高齢者に対して、リフト車やストレッチャー付きの福祉車両を使い、病院通院や外出のお手伝いをします。(週に1回程度)

《利用条件》

- ・ 介助なしではバスやタクシーを利用することが困難な高齢者(車いす利用者等)
- ・ 概ね65歳以上の在宅で生活している高齢者
- ・ 住民税非課税世帯

7. 食事を配達するサービス(食の自立支援サービス)

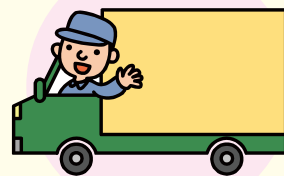
担当:地域包括支援センター

病気などの理由により、食事を作ることができなくなった高齢者に栄養のバランスのとれた食事を提供します。(1食あたり:400円)

《利用条件》

- ・ 介護保険認定を受けていない高齢者
- ・ 概ね65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- ・ 住民税非課税世帯

* 申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます。



8. ヘルパーを派遣するサービス(軽度生活支援事業)

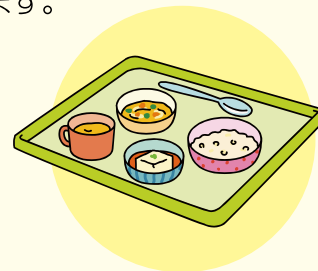
担当:地域包括支援センター

ヘルパーを派遣して日常生活上の援助(居室の掃除・食事の用意など)を行います。
(週に1回程度)(1時間あたり:120円)

《利用条件》

- ・ 日常生活を営むことに支障があり、介護保険認定を受けていない高齢者
- ・ 概ね65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- ・ 住民税非課税世帯

* 申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます。



その他、地域公民館でのミニデイサービスや社協の生きデイサービス等のふれあい交流事業があります。
詳しくは、介護長寿課・地域包括支援センターまでお尋ね下さい。

うるま市役所介護長寿課 電話:973-3208

うるま市地域包括支援センター 電話:973-5112

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111
FAX 973-9819

子育て・健康

うるま市

一人親世帯等新入学児童激励事業

うるま市社会福祉協議会

☎ 973-5459

赤い羽根共同募金配分金事業を活用して、うるま市内に居住する一人親世帯等の新入学児童に対して激励金を支給します。

【対象】うるま市内に居住する次の世帯を対象とします。

- ①母子世帯（小学校一年生）
- ②父子世帯（小学校一年生）
- ③その他、祖父母等が養育している世帯（小学校二年生）

※市外の学校に入学する児童も対象になります。

※生活保護世帯は対象外

【申請方法】所定の申請書に必要事項を記入し、最寄りの社会福祉協議会（本所・支所）に提出してください。

【受付期間】

4月12日（金）～4月26日（金）

【お問い合わせ】

- うるま市社会福祉協議会
- 本所（総務課） ☎ 973-5459
- 石川支所 ☎ 964-2494
- 勝連支所 ☎ 978-5914
- 与那城支所 ☎ 978-0011

生活習慣病予防健診・がん検診等について

健康支援課

☎ 973-3209

平成25年度生活習慣病予防健診・がん検診等を5月から実施します。対象者へは個人宛にはがきで通知しますので、はがきを持参のうえ受診してください。

【とき】5月～12月

※日時・場所は、はがきでご確認ください。

【生活習慣病予防健診対象者】

市内に住所を有する19歳以上39歳までの方、および19歳以上の生活保護世帯の方

【がん検診対象者】

胃がん検診（19歳以上の方） 大腸がん検診（19歳以上の方） 肺がん検診（40歳以上の方） 肝炎ウイルス検査（40歳以上で過去に受けたことがない方） 骨粗しょう症検診（40・45・50・55・60・65・70歳の女性のみ）。

【受診料】

所得に応じて自己負担があります。

平成25年度の特定健診について

国民健康保険課

☎ 973-3177

平成25年度の特定健診についてお知らせします。うるま市国民健康保険の特定健康診査受診券は、40歳以上の国民健康保険加入者を対象として、4月下旬から5月上旬頃に郵送する予定です。年に一度は無料で受診できる特定健康診査を利用して、健康管理していただくことをオススメします。

※特定健康診査の検査項目は医師の診察、血液検査、尿検査となっております。それぞれ、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療に役立ちます。

【対象】うるま市国民健康保険加入者

【集団健診受付時間】

午前8時30分～午前11時
※5月24日（金）と5月31日（金）のみ午前8時30分～午前11時の受付に加えて午後1時30分～午後2時30分も受付しています。

【5月の集団健診日程】

健診日	健診会場
5月9日（木）	与那城公民館
5月13日（月）	豊原公民館
5月16日（木）	喜仲公民館
5月20日（月）	与那城西原公民館
5月23日（木）	内間公民館
5月24日（金）	平安名公民館
5月27日（月）	石川前原公民館
5月31日（金）	赤道公民館

【市内の特定健診実施医療機関】

医療機関名	住所	電話番号
石川クリニック	石川白浜 2-10-16	965-3390
石川医院	石川 2-21-5	964-3049
みのり内科クリニック	石川 2408	965-7770
よしクリニック	石川曙 3-2-10	982-5353
伊波クリニック	石川伊波 431	964-5735
大嶺医院	字田場 1417	973-1125
具志川整形外科	みどり町 4-13-1	974-2610
川根内科外科	みどり町 4-2-29	974-3025

医療機関名	住所	電話番号
平和病院	字上江洲 665	973-2000
江洲クリニック	字江洲 602	979-1012
すながわ内科クリニック	字江洲 605	975-2525
中山内科医院	赤道 260-7	974-4620
赤道医院	赤道 9-10	974-3859
伊禮医院	与那城 24	978-7332
与勝あやはしクリニック	与那城屋慶名 467-111	983-0055
与勝病院	勝連南風原 3584	978-5235

※医療機関において特定健康診査受診をご希望の方は事前に医療機関へご予約いただくようお願いします。

未熟児の養育事業が県から市へ権限移譲されます

健康支援課

☎973-33209

平成25年4月1日から母子保健事業として低出生体重児の届出の受理、必要な未熟児に対しての養育医療の給付、未熟児の保護者に対して保健師が訪問指導を行います。

詳しくは健康支援課までお問い合わせください。

親子でふれあう家族の集い
「スプリングキャンプ」

沖縄県立石川青少年の家

☎964-3263

石川岳登山、ダッチオープンによる野外炊飯、ボンファイヤー

【とき】

4月27日(土)～4月28日(日)

受付：4月27日 午前9時30分

【ところ】 沖縄県立石川青少年の家

【対象】 小学生以上の家族20組

(約60人)

【参加料】 1人2,000円

【申込方法】 沖縄県立石川青少年の家に直接電話にて申込みください。

【申込期間】

4月16日(火)～4月24日(水)

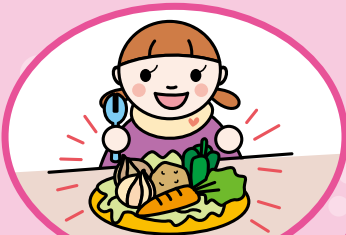
※詳細日程、持ち物等は申込みの際におたずねください。



水中運動

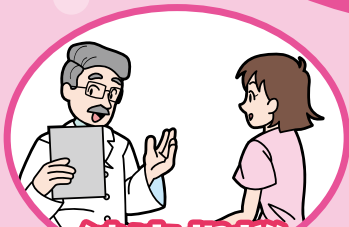


陸上運動



栄養のお話

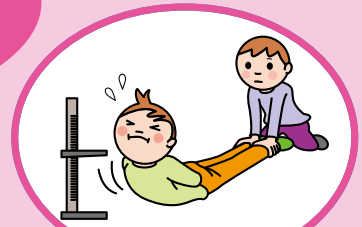
できる★ダイエット
大作戦



健康相談



筋トレ



体力測定

- 【期 間】 平成25年5月15日(水)～平成25年9月5日(木)
毎週木曜日から水曜日の週1回・全日程16回コース
- 【対 象】 うるま市民で国民健康保険加入の方。年齢30歳～69歳まで
何と少しでも肥満を解消したい方!!
※すでに具志川スイミングスクールの会員となっている方は対象外です。
- 【場 所】 具志川スイミングスクール(送迎あり)
具志川総合体育館・うるみん(送迎なし)
- 【募集定員】 20名(応募多数の場合所定の条件を満たしたものを優先とします)
- 【受講料】 2,000円
- 【申込方法】 ※場所:本庁 国保事業係窓口にて受付
※日時:平成25年4月15日(月)～5月9日(木)
※持参するもの:①保険証 ②健診結果表

お問い合わせ先
うるま市役所
国民健康保険課
☎973-3177
(内1173)

お知らせ

平成25年度
合併処理浄化槽設置補助金について

環境課

☎973-5594

水質汚濁防止対策として有効な合併処理浄化槽設置費用に対する補助事業を行っています。

【対象地域】市内において公共下水道の整備計画が当分の間（おおむね7年以上）見込まれない地域

【対象数】5人槽（8基）

【補助限度額】332,000円

【申込期間】

4月1日（月）～5月31日（金）

軽自動車税の減免について

市民税課

☎973-5382

障がい等をお持ちの方のために使用する軽自動車等で一定の要件に該当する場合は、減免申請の手続きをすることで軽自動車税の減免を受けることができます。申請期間は納税通知書がお手元に届いてから5月24日（木）までです。詳細及び必要書類については市民税課までお問い合わせください。

うるま市地域活動支援助成事業
の案内

企画課

☎973-5005

うるま市では、地域が主役のまちづくり、協働のまちづくりに向けた市民の意識の高揚と市民参画を図ることを目的に「平成25年度うるま市地域活動支援助成事業」を実施します。うるま市内において、自治会やNPO、ボランティア団体などが実施する主体的、公益的な地域活動を支援します。

【対象となる事業】

市民福祉の向上又は公益上必要と認められ、地域活動団体が主体的に企画・実施するまちづくり事業であれば、環境、福祉、子育て支援、地域振興など分野は問いません。また、選考審査委員会による書類審査、プレゼンテーション審査によって助成する団体を決定いたします。

※ただし、営利を目的とする事業、宗教活動又は政治活動を目的とする事業、公序良俗に反するおそれのある事業、その他、同一事業について、補助金を受けている事業は対象となりません。

【対象となる団体】

主たる活動の場が市内にあり、代表者を含む3人以上が市内に在住する成人によって構成され、会計面を含めた運営等が適正に行われている団体が対象となります。

象となります。また、前年度において本助成事業の助成を受けた団体は対象とはなりません。

【助成金の金額】

助成金の額は、1件あたり20万円を上限とします。対象経費等については、実施要領をご確認ください。

【応募方法】

提出書類を記入の上、募集期間中に企画課に提出してください。募集要領、提出様式については、うるま市役所（各庁舎）において配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。

【募集期間】

4月15日（月）～5月17日（金）必着

【提出方法】

うるま市役所企画課まで持参していただくか、郵送、Eメールでの提出も可能です。

※ただし、持参する場合は平日の午前8時30分～午後5時15分の受付となります。

【提出先】

うるま市役所 企画課
うるま市みどり町二丁目1番1号
☎973-5005

Eメールアドレス

kikaku-ka@city.uruma.lg.jp

【報告会のお知らせ】

平成24年度地域活動支援助成団体の活動報告会を4月6日（土）午前9時30分からうるま1階ロビーで行います。まちづくりやボランティア活動に興味のある方はお気軽にお越しください。

石油製品輸送等補助事業について

企画課

☎973-5005

沖縄県は、県内で消費される揮発油について「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により、揮発油（ガソリン）に係る税金（国税：揮発油税及び地方揮発油税）が1リットルあたり7円軽減されています。

また、本措置を前提に、沖縄県において石油価格調整税（県税）として揮発油1リットルあたり15円の課税を行い、その税収を実質的な財源として、「石油製品輸送等補助事業」を行うております。

この「石油製品輸送等補助事業」では、沖縄本島地域と離島地域との間で石油製品価格に大幅な格差が生じないように、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品（揮発油・灯油・軽油・A重油）の輸送経費のほぼ全額を補助しております。

○平成23年度補助経費金額
約8億1,407万円

石油製品1リットルあたりの補助額
約6円（離島平均）

0.0円（津島島）

【お問い合わせ】

沖縄県企画部 地域・離島課
離島振興班

☎866-2370

FAX 866-2068

平成25年6月、徴収嘱託員による国民健康保険税の徴収を取りやめます

国民健康保険課

☎973-3202

これまで、徴収嘱託員が国民健康保険世帯を訪問し国保税を徴収してきましたが、平成25年6月から徴収嘱託員による徴収を廃止します。期限内に自主納付している市民との公平性を図り、自主納付を徹底してもらうことで、市民の納税意識を高めることを目的としています。

うるま市では、本来の姿である自主納付の原則に立ち返り、次の事項をすすめていきます。

①コンビニ納付の開始

昨年度からコンビニ納付を開始しました。休日、深夜はもちろん、全国のコンビニで納付できるようになりました。

②口座振替の推進

うるま市では、便利で確実な口座振替を推進しています。お支払いのたびに店舗へ出かける手間がはぶけ、確実に納付することができます。支払い忘れの心配もありません。また、一度手続きをすれば、次年度以降も継続してご利用いただけます。

③納税指導員の設置

徴収嘱託員に代わり納税指導員を配置します。納付相談、納税指導を行います。

※徴収は行いません。

④離島・島しょ地域での公民館徴収の実施

離島・島しょ地域（津堅島・平安座島・浜比嘉島・宮城島・伊計島）においては、公民館徴収を実施します。日程等については、後日お知らせします。

⑤夜間窓口の継続

毎週木曜日に設置している夜間窓口を7月以降も継続していきます。納税相談、資格の届出等にご利用いただけます。時間は夜8時までです。平日昼間に窓口へ来られない方はぜひご利用ください。

⑥電話催告センターの設置

平成25年度より電話催告センターを設置します。新規滞納者や少額の滞納者に、自主納付の勧奨（納め忘れへの注意喚起）や口座振替へのお支払方法変更を電話にてご案内します。

※国保税は、納期限までに自ら納めていただくことになっていきます。今後ともご協力をお願いします。

うるま市統合庁舎建設事業について

市民の利便性向上、行政コストの削減等を図るため進めております。うるま市統合庁舎建設事業は、平成24年8月にうるま市庁舎基本設計を取りまとめ（広報うるま平成24年10月号及び市ホームページ庁舎建設室のページを参照）、同年10月から実施設計を行っております。

実施設計においては、基本設計へのパブリックコメント、市内福祉団体や庁内とのヒアリングなどを踏まえ、市民が親しみをもち、利用しやすい環境となるよう設計を進めております。

建物外観については、横型の形状で計画していましたルーバー（日射を遮る細長い板）を、縦型の形状に変更し、外部との繋がりを重視したい箇所は配置の間隔を大きくするなど、その機能や役割に変化を持たせた計画となっています。

また、建物の形状に合わせ直線的に計画していた建物の庇や回廊について

も視角的に柔らかさを感じ、より親しみやすい庁舎とするため曲線的な形状としています。

その他、窓口カウンターの曲線的な配置や南側エントランス付近へのトイレ設置、カフェの位置や形状の変更など、市役所を訪れる市民皆様の動線などを考慮して、実施設計を進めております。

統合庁舎建設事業につきましては、基本設計においてコスト削減を掲げておりますが、建築工事に係るコストだけではなく、導入する設備等の省エネルギー化や環境対策を考慮した自然エネルギーの有効活用など、維持管理費を含めたトータルコストを考慮しながら、「人と環境にやさしいシンプルで機能的な庁舎」の実現を目指します。



基本設計（イメージ図）



実施設計（イメージ図）

お問い合わせ
庁舎建設室

☎973-50662

4月～6月は狂犬病予防注射月間です！

【4月～6月狂犬病予防注射料金 3,000円 要電話予約】

※協力動物病院	所在地	診療時間
みどり動物病院 ☎974-8898	うるま市みどり町3-4-2 (市役所本庁近く)	月～日曜日 10:00～13:00 16:00～19:00 (木曜日、祝祭日休診)
ながみねどうぶつクリニック ☎979-0001	うるま市字前原308-4 (イオン具志川店の裏通り)	月～金曜日 10:00～11:30 14:00～17:00 (土日祝祭日と火曜日の午後休診)
ホサナ動物病院 ☎964-5837	うるま市石川東恩納66-2 (東恩納三叉路)	月～土曜日 9:00～11:30 15:00～18:30 日曜日 9:00～11:30 (水曜日、祝祭日休診)
ペットメディカルセンター・エイル ☎930-2222	沖縄市比屋根2-2-1 (ショッパーズ泡瀬の隣)	月～日曜日 9:00～11:30 16:00～19:30 火曜日 10:00～12:00 15:00～17:30
tama動物病院 ☎937-3737	沖縄市字古謝1135-5 (宮里中学校向かい)	月～土曜日 9:00～12:00 16:00～19:30 祝祭日 9:00～12:00 (日曜日休診)
美里動物病院 ☎934-4110	沖縄市越來3-14-39 (未来工科高等学校近く)	月～土曜日 9:00～12:00 16:00～19:00 日曜日 9:00～12:00 14:00～16:00 祝祭日 9:00～12:00

飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務づけられています。

飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることができるのは、飼い主のあなたです。

狂犬病は効果的な治療はなく、発症するとほぼ100%致死的な病気です。

世界では毎年約55,000人(10分間に1人)が狂犬病で亡くなっており、感染原因の多くは犬による咬傷です。しかし、予防注射をしっかりと受けることにより、犬での発症を効果的に予防できます。

前年どおり、公民館等で狂犬病予防集合注射を6月に行う予定ですが、混雑による犬同士のトラブル、犬のコンディションの難しさ、飼い主の仕事の都合等から、都合のいい日に安全に落ち着いて注射ができる動物病院での狂犬病予防注射をおすすめしています。

※協力動物病院…うるま市の鑑札(登録)、注射済票の発行をいたします。

※上記以外の動物病院でも狂犬病予防注射を受けられますが、注射済票交付のため、うるま市環境課へ来庁して頂くこともあります。

※6月に公民館等で行う予定の狂犬病予防集合注射の日程については、広報うるま5月号で掲載いたします。

【お問い合わせ】環境課 ☎973-5594

犬・ねこを飼われているみなさん! 命の大切さをよく考えて!

- 飼い犬・飼いねこの引取りを求める前に命の大切さを、もう一度よく考えてください。
 - ◆ どうしても飼いつづけることはできませんか?
 - ◆ 他で飼ってもらえるところはありませんか?
 - ◆ 家族全員で話し合いましたか?
 - ◆ 引取られた犬やねこが、その後どうなるかご存知ですか?
- 飼い犬・飼いねこの引取りについては、**沖縄県動物愛護管理センター** (☎945-3043) へお問い合わせください。
 - 増え続ける子犬・子ねこに対して、あなたに出来ることは、
 - ◆ 全部の子犬・子ねこたちを飼う。
 - ◆ 子犬・子ねこ達を誰かにあげる。
 - ◆ 子犬・子ねこを生まないように不妊手術をする。
 - ◆ 近所に迷惑をかけないように放し飼いはしない。
 - 犬・ねこの不妊手術費用の一部助成金については、**沖縄県獣医師会** (☎853-8001) へお問い合わせください。

動物を捨てることは犯罪です!

飼っている動物を捨てることは、「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止されています。

違反すると、**最大50万円の罰金**が科せられます。



うるま市民無料相談所

①市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士：ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

【とき】 毎月第2木曜日 午後2時～午後4時
【ところ】 石川庁舎（1階市民相談室）
【受付】 市民ロビー 午後1時受付開始

【とき】 毎月第4木曜日 午後2時～午後4時
【ところ】 本庁（1階市民相談室）
【受付】 2階市民生活課 午後1時受付開始

※先着8名

午後1時から受付カードを配布しますが、法律相談は先着8名までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合がありますので予めご

②人権・行政合同相談所

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など人権に関する相談や国の行政・特殊法人についての意見・要望等の相談を行います。

【とき】 4月18日（木）午前10時～午後4時
【ところ】 勝連庁舎1階社協会議室（人権）
 1階ボランティア室（行政）

※人権相談は法務局沖縄支局（☎937-3278）、行政相談は沖縄行政評価事務所（☎867-1100）でも平日相談可能です。

③消費者相談

消費生活に関する商品やサービスの契約トラブル（悪質商法、架空請求、多重債務等）の相談を行います。

【とき】 毎週水曜日 午前10時～午後4時
【ところ】 本庁1階市民相談室

※消費者相談は沖縄県県民生活センター（☎863-9214）でも平日相談可能です。

【お問い合わせ】 ①～③市民生活課 ☎973-5487

④こどもSOS相談メール

子ども本人からの悩み相談（いじめ、親子・友人関係など）や子育て中の親などから子育てに関する悩み全般を受付けします。

【メールアドレス】 kodomo-soudan@city.uruma.lg.jp

※名前、住所、連絡先、電話番号を必ず記入してください。

記入がない場合は回答できません。

※確認や回答には時間がかかります。

※緊急を要する場合はお電話ください。

【お問い合わせ】 ④家庭児童相談室 ☎973-5041

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

うるま農業振興地域整備計画地域説明会の開催について

農政課

☎965-5607

平成25年度における農業振興地域整備計画総合見直しに向けて、素案ができたので農振農用地区域内に土地を有する地主を対象に地域説明会を開催します。

①勝連・与那城地区

【とき】 4月23日（火）午後7時～
【ところ】 シビックセンター

②具志川地区

【とき】 4月24日（水）午後7時～

【ところ】 うるま3階視聴覚室B
 ③石川地区

【とき】 4月25日（木）午後7時～

【ところ】 石川保健相談センター

【対象】 農振農用地区域内に土地を有する地権者

【その他】 うるま市ホームページ（農政課）にも説明会案内及び現在の農振農用地区域の地図情報を掲載しております。

平成25年春の全国交通安全運動

市民生活課

☎973-5487

「気をつけて！あおになっても右左」を運動のスローガンに、春の全国交通安全運動が、次の日程で実施されます。少子化が進む中、次代を担う子どものかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が多数死傷する交通事故が発生しており、また、高齢者の交通事故死者数は、交通事故死者数全体の約半数を占め、その減少が強く求められていることから、これら

の交通事故情勢に的確に対処するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とします。

①運動期間

4月6日（土）から4月15日（月）

までの10日間

②交通事故死ゼロを目指す日

4月10日（水）

※交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を心がけましょう



農地法違反ステッカー

農地に住宅や墓を建てたり資材置場にする等、転用を行う場合は事前に農地法の許可を受ける必要があります。しかし違反行為があとを絶たないため、農業委員会では『農地法違反』のステッカーを作成し、違反している建物等に貼り付けて指導を行っています。

農業委員会事務局

☎ 965-5608

ストップ！『農地法違反』

男女共同参画コーナー
どーおもう？



★どうしてこうなっちゃったんだろうね。

企画課 ☎ 973-5005

【ご存知ですか?農地法について】

Q 農業を始めたいが、農地を買う(借りる)ために許可条件がありますか?

A 農地法で許可を受けるためには、例えば次の要件を満たす必要があります。

- ① 農地を買う(借りる)方、またはその世帯員等が、農地の全てについて耕作すると認められること。
 - ② これから買う(借りる)農地を含めて、耕作するための農地等が3,000㎡(約910坪)以上あること。
 - ③ 世帯において少なくとも1人は、年間150日以上の農作業に従事することが可能と認められること。
- ※ただし農業形態等によって条件が加わったり、例外もあるため、詳しくは農業委員会にご相談ください。

Q 『農地転用』とはどんなことですか?

A 農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場など農地以外の用途に転換することです。なお、一時的に利用する場合も転用になります。

Q もし農地法の許可を受けずに畑を転用してしまったら?

A 無断転用した場合、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の勧告や命令が関係者に通知されます。もし、これら勧告等に従わない場合は、罰則の適用もありません。

罰則は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)となっています。

ご寄付・ご寄贈ありがとうございます

うるま市育英会へ

☆JAおきなわ具志川支店農協まつり実行委員会委員長
比嘉 武男様(みどり町)より21,250円の寄付
☆島袋 孝子様(字高江洲)より5万円の寄付

うるま市社会福祉協議会へ

☆石川地区社交飲食業組合様(石川白浜)より
3万円の寄付
☆JAおきなわ具志川支店農協まつり実行委員会委員長
比嘉 武男様(みどり町)より21,250円の寄付
☆久高 春子様(字川崎)より251,000円の寄付
☆石川青年連合舞大会様(石川曙)より4万円の寄付

うるま市の人口

平成25年3月1日		前月比
人口	120,207人	+2
男	60,098人	+4
女	60,109人	-2
世帯数	46,592戸	+52

消防活動状況(平成25年2月)

救急出動件数 540件 (1,111件)
搬送人員 491人 (1,008人)
火災件数 1件 (4件)
()は平成25年1月からの累計。

- ◎あなたも救命のリレーに参加しませんか。
- ※ AEDは誰でも使える救命の道具です、応急手当講習会を受講して使い方を覚えましょう。
- ◎救急出動が増加傾向です、軽い病気やケガの時は近くの医院、診療所での受診をおすすめ致します。(救急車の適正な利用をお願いします。)

大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

危険物取扱者試験

【試験日】平成25年6月2日(日)
【試験の種類】甲種、乙種(第1類~第6類)、丙種
【願書受付期間】4月18日(木)~4月25日(木)
【願書配布先】消防本部、具志川消防署、石川消防署、与勝消防署、平安座出張所
※電子申請できます。
詳しくはホームページをご覧ください!
【ホームページ】<http://www.shoubo-shiken.or.jp>
【お問い合わせ】(財)消防試験研究センター沖縄県支部
☎941-5201

危険物取扱者について

ある一定量以上の身近にある危険物は、市町村長の許可を受けた製造所等(危険物施設)でしか貯蔵又は取り扱う事ができません。また、これらの施設では、原則として危険物取扱者でなければ危険物を取り扱うことができません。

危険物取扱者とは、危険物取扱者免状の交付を受けているもので、危険物の性質や法令、消火方法などについての専門知識を備え、危険物関係法令を守って、危険物施設での災害防止に努めています。

資格	取扱うことができる危険物の種類	無資格者に対して立ち会うことができる危険物の種類	受験資格
甲種	消防法で定めるすべての類の危険物	すべて	大学、短大、高専において化学に関する学科、課程を修了したものの。乙種の免状交付を受けて2年間以上危険物取扱いの実務経験を有する者。
乙種	免状に指定された類の危険物	該当する種類のみ(例:乙種4類)	特になし
丙種	第4類の指定された危険物		

また、危険物取扱者で現に危険物の取扱作業に従事している者は、都道府県知事の行う保安講習(危険物の取扱作業の保安に関する講習)を3年に1回受けなければなりません。無資格者による取扱いを行った場合、消防法違反により営業の停止又は、許可の取り消し、罰則の対象となります。

4月21日は市長・市議会議員補欠選挙です!

任期満了によるうるま市長選挙と市長選挙に伴い便乗によるうるま市議会議員補欠選挙が4月21日(日)に行われます。選挙のおもな日程は次のようになります。

- ①選挙人名簿の登録日・基準日 4月13日(土)
- ②選挙の告示(立候補受付) 4月14日(日)
- ③期日前(不在者)投票開始 4月15日(月)
- ④期日前(不在者)投票最終日 4月20日(土)
- ⑤選挙期日(投票・開票) 4月21日(日)

投票できる人

平成5年4月22日までに生まれた方で、住所要件は平成25年1月13日までにうるま市に転入届出をし、引き続きうるま市に居住している方が投票できます。

期日前投票

用務等のため、投票日に投票できない見込みの方は、投票日前に期日前投票所において投票できます。

【ところ】選挙管理委員会 会議室
(市役所本庁地下)

【期間】4月15日(月)～4月20日(土)

【時間】午前8時30分～午後8時

不在者投票

仕事や旅行で他市町村に一時的に滞在中の方、指定の病院や施設に入院(入所)中の方の不在者投票は、選挙管理委員会で受け付けします。

本市を離れて修学する学生の住所は1年以上にわたり修学のため、本土の寮や下宿などに居住する学生の住所については、特別の事情がない限り学生生活を営んでいる場所とされています。

このような学生は、本市に住民登録があっても本来選挙人名簿に登録されるべきでないため、投票できません。

修学の地に住民登録を異動しなければなりません。

郵便等投票

身体障害者手帳、介護保険被保険者証及び戦傷病者手帳をお持ちで次のいずれかに該当する方は、郵便を利用して自宅などで投票ができる制度があります。

この郵便等投票制度を利用する場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

なお、この制度による投票用紙の請求は投票日の4日前までに郵便等投票証明書を添えて行う必要がありますので注意してください。

【身体障害者手帳】

- ①両下肢、体幹、移動機能の障害 1級、2級
- ②心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸の障害 1級、3級
- ③免疫、肝臓の障害 1級～3級

【介護保険の被保険者証】

- ①要介護状態区分 要介護5

【戦傷病者手帳】

- ①両下肢、体幹の障害 特別項症～第2項症
- ②内臓機能の障害 特別項症～第3項症

※郵便等投票の代理記載制度

上記に該当する人のうち、自分で字が書けない方で、上肢・視覚の障害が次のいずれかに該当する場合には代理人を指定して「代理記載」で投票を行うことができます。

- ①身体障害者手帳 1級
- ②戦傷病者手帳 特別項症～第2項症

お問い合わせ

選挙管理委員会 ☎ 973-4332

